

# 運 営 規 程

(訪問介護・第1号訪問事業)



医療法人社団五風会

訪問介護ステーション美しが丘テラス

(趣旨)

第1条 この規定は、医療法人社団五風会が開設する、訪問介護ステーション美しが丘テラス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護等の提供を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとするものである。

(事業の目的)

第2条 指定訪問介護の事業は、要介護状態にある利用者に対し、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助等を行うことにより、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 指定訪問介護及び第1号訪問事業は、要支援状態にある利用者に対し、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上するよう支援することを目的とする。

(事業運営の方針)

第3条 訪問介護事業及び第1号訪問事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護等の提供に当たっては、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し同意を得たうえで実施する。
- 3 指定訪問介護等の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及び置かれている環境を的確に把握し、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 4 サービス提供の開始に当たり、利用者のサービス利用目的、居宅介護支援事業者等によって作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画書（札幌市訪問介護相当型サービス）計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。
- 5 事業所の従事者は計画の実施状況をモニタリングし、その結果は、居宅介護支援事業者等へ報告する。
- 6 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。
- 7 事業所の従事者は、常により良い介護技術の習得に努め、利用者にとって適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 8 事業者自らその提供する指定訪問介護等の質について、多様な評価手法を用いて評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 9 訪問介護事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーション 美しが丘テラス
- (2) 所在地 札幌市清田区美しが丘3条8丁目2-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は訪問介護計画（札幌市訪問介護相当型サービス）計画の作成及び説明を行うほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。又、自らも指定訪問介護（札幌市訪問介護相当型サービス）の提供にあたる。

- (3) 訪問介護員 3名以上

訪問介護員は、訪問介護計画（札幌市訪問介護相当型サービス）計画に基づき、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
(但し、12月30日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 9:00～17:00
- (3) サービス提供日 **年中無休**
- (4) サービス提供時間 **24時間**
- (5) 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関する内容
  - ① 食事・排泄・入浴介助
  - ② 清拭・整容
  - ③ 体位変換
  - ④ 移動・移乗介助、外出介助
  - ⑤ その他の必要な身体介護
- (2) 生活援助に関する内容
  - ① 調理

- ② 衣類の洗濯・補修
- ③ 住居の掃除・整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

(指定訪問介護等の利用料等)

第8条 指定訪問介護及び第1号訪問事業を提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める事業の実施地域を超えて指定訪問介護及び第1号訪問事業を行う場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてからの実費の支払いを受けることができるものとする。

- ① 交通機関を利用した場合、その実費額
- ② 自動車を使用した場合、通常の実施地域を超えた地点から片道500円とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市、北広島市とする。

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（札幌市訪問介護相当型サービスにあっては、地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、5年間保存する。

(損害賠償)

第12条 事業者は、利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

2 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び地域の医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、防火管理責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害備えるため、定期的に地域の医療機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(個人情報保護)

第14条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護等の提供以外の目的では使用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(秘密保持)

第15条 事業の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。事業所は研修計画を策定して、従業者に対し、

- (1) 定期的（新規採用時及び年1回以上）に虐待防止のための研修を実施する。
- (2) 事業所の管理者を責任者に充てる。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族・親族・同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(苦情解決体制の整備)

第17条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に努める。
- 3 事業者は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指

導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業者は、従業者の質の向上を図るため、接遇、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等に関する研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
- 2 事業者は、指定訪問介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
- 3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

- |        |       |        |     |            |
|--------|-------|--------|-----|------------|
| (一部改訂) | 平成27年 | 4月     | 1日  | 第5条        |
| (一部改訂) | 平成27年 | 5月18日  |     | 第5条(3)     |
| (一部改訂) | 平成27年 | 11月21日 |     | 第5条(3)     |
| (一部改訂) | 平成28年 | 6月     | 1日  | 第5条        |
| (一部改訂) | 平成30年 | 1月     | 1日  | 第5条(1)・(3) |
| (一部改訂) | 平成30年 | 6月     | 1日  | 第5条(2)・(3) |
| (一部改訂) | 令和1年  | 10月    | 1日  | 第5条(2)・(3) |
| (一部改正) | 令和2年  | 6月16日  |     | 第5条(2)・(3) |
| (一部改正) | 令和2年  | 7月     | 1日  | 第5条(3)     |
| (一部改正) | 令和3年  | 4月     | 23日 | 第5条、第16条   |
| (一部改正) | 令和7年  | 8月     | 1日  | 第6条(3)     |